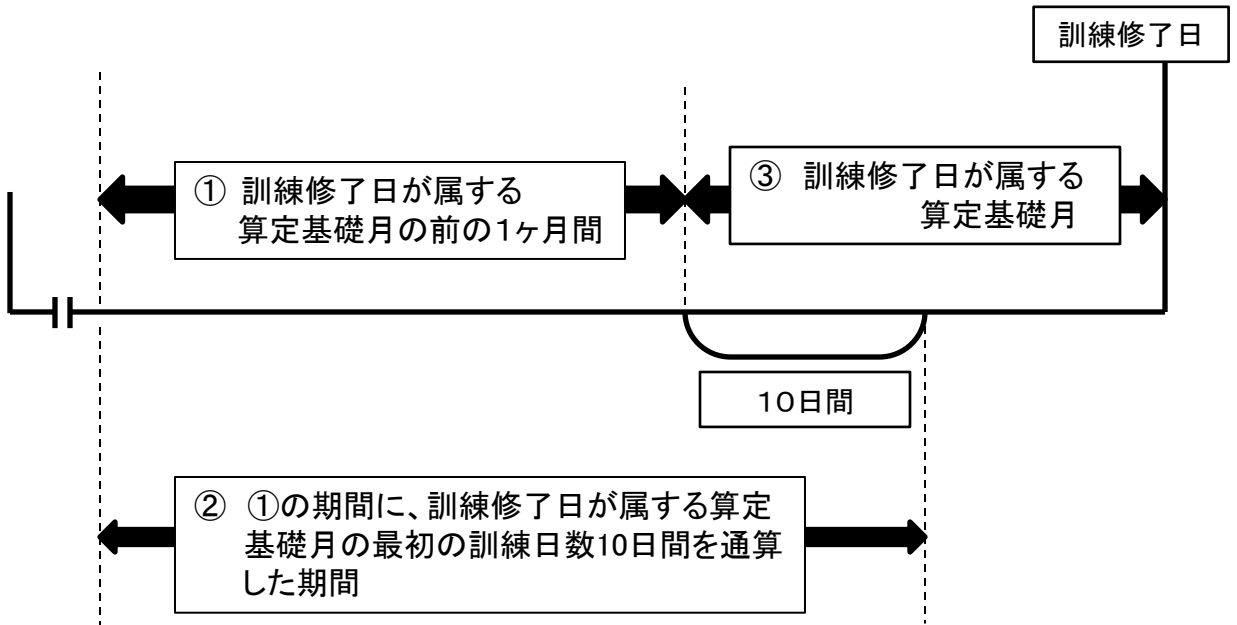


訓練修了日が属する算定基礎月の出席要件について



- ・ ①と②の両方の期間において、
それぞれ出席率が8割以上あること

※ ただし、訓練修了日が平成23年2月1日以降のコースの受講者については、

訓練修了日が属する算定基礎月の最初の訓練日数10日間を経過した時点で上記要件を満たさなかった場合であっても、
訓練修了日の時点で、①と③の両方の期間において、
それぞれ出席率が8割以上ある場合は、訓練・生活支援給付の支給対象となること